訓諭

国立国会図書館　渡辺国武関係文書（その2）1030

訓諭

今般佛蘭西國ヘ留学ヲ
命ス学業勵精ヲ加論最
品行ヲ慎ミ日本貴族ノ
体面ヲ保持スヘシ

留学期限ハ凡三ヶ年トス
但期限内ニ旅行ノ為メ
ニ金壹千圓以内ノ
トスヘシ

留学中壹ヶ月学費金
壹百七拾円ヲ支給ス
旅行ヲ企定額ノ月費ノ
出ヲ為ス

留学月費及旅行費ノ
ヲ除ノ金額ヲ両替ノ
ニ非ハ支出スル
ヲ得ス

明治三年十月廿

訓諭

国立国会図書館　渡辺国武関係文書（その2）1030

訓諭

一今般佛蘭西國ヘ留学ニ付
テハ学業勉強精々可論最
品行ノ慎ミ日本貴族ノ体
面ヲ落サヽル様仕度ヘシ

一留学期限ハ凡三ヶ年ト
ス

一毎期旅行費ハ凡三ヶ年間ノ
間ニ金壹千圓以内ノ目的
トスヘシ
但旅行手当定額月費ノ支
出ノ外

一留学中壹ヶ月学費金
壹百七拾円ノ支給ニ先
金額面ニテ右股書勘算ノ
支弁スヘシ

一留学月費及旅行費外ニ
少ノ金額ト雖モ濫リニ許可ノ儘
ニ非ス支出スル事

明治三年十一月廿五

渡辺圀武

渡辺圀武

国立国会図書館　渡辺国武関係文書（その2）1030